

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁人少発第413号
令和7年5月12日
警察庁生活安全局人身安全・少年課長

人身安全関連事案における被害者等の安全確保を最優先とした対処の徹底について（通達）

神奈川県において発生した死体遺棄事件に関し、神奈川県警察において、遺体で発見された女性と断続的に交際を行っていた被疑者を今月3日に逮捕したところであるが、昨年6月以降、女性やその家族からの相談を受けてきたにもかかわらず、結果として重大な事案に発展したことを重く受け止め、一連の対応状況について検証作業が開始されたところである。

人身安全関連事案については、認知した段階では危害が加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全確保を最優先に対処することが肝要である。

各位にあっては、このような考え方を踏まえ発出されている「人身安全関連事案への対処体制等について（通達）」（令和6年5月15日付け警察庁丙人少発第32号ほか）等を再度確認の上、各都道府県警察においても、警察本部及び警察署が緊密に連携し、被害者等の安全確保を最優先とした対処が確実に実施されるよう、改めて関係所属に対しその趣旨を徹底されたい。